







# 令和2年7月28日 岡山県公報 第12214号

◎岡山県告示第四百二十一号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十二号)附則第三条第四項前段の規定により、次のとおり地方卸売市場として認定した。

令和二年七月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

開設者の名称及び住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の位置及び取扱品目
山一水産株式会社 津山市戸島九二一番地の五	津山地方卸売市場	津山市戸島九二一番地の五 生鮮水産物、加工品
津山中央青果株式会社 津山市津山口二六二番地の一二	津山食品地方卸売市場	津山市津山口二六二番地の一二 青果、花き、その他
備前市場株式会社 備前市香登本四五四番地の一	備前地方卸売市場	備前市香登本四五四番地の一 青果、食料品
株式会社笠岡魚市場 笠岡市笠岡二三六九番地の三六	地方卸売市場笠岡魚市場	笠岡市笠岡二三六九番地の三六 水産物

# 令和2年7月28日 岡山県公報 第12214号

## ◎岡山県告示第四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和二年七月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 解除予定保安林の所在場所

高梁市備中町布賀字前瀬道上一の二一

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 三 解除の理由

道路用地とするため

# 令和2年7月28日 岡山県公報 第12214号

〔三三八〕クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和二年七月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 試験の日時及び場所

### 1 日時

令和二年十月十四日（水曜日）

学科試験 十時三十分から十二時十分まで

技能試験 十三時三十分から

### 2 場所

岡山市中区西川原二五五番地 おかやま西川原プラザ

## 二 試験科目

### 1 学科試験

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗濯物の処理に関する知識

### 2 技能試験

繊維の鑑別

## 三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者）又はクリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第一百五十四号）附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされた者

## 四 受験願書の受付期間

持参による場合は、令和二年九月七日（月曜日）から同月十五日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。郵送又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）の場合は、令和二年九月七日（月曜日）から同月十五日（火曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

## 五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、(1)から(4)までに掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支

所を除く。以下同じ。)へ持参又は郵送等により提出すること。ただし、令和元年度に岡山県が実施したクリーニング師試験の受験願書を提出した者は、(2)及び(4)の書類の添付を省略することができる。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として九千二百円分の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 履歴書 一通

(3) 写真票 一通

写真票に、出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの写真を貼り付けること。

(4) 三の受験資格があることを証する書類

2 県外居住者にあつては、1(1)から(4)までに掲げる書類を次の提出先に郵送等により提出すること。ただし、令和元年度に岡山県が実施したクリーニング師試験の受験願書を提出した者は、1(2)及び(4)の書類の添付を省略することができる。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

令和二年十一月五日(木曜日)九時に岡山県庁北側公示板及び各保健所において発表するほか、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>)上に合格者の受験番号を掲載する。また、合格者には、その旨を通知する。

七 その他

1 受験者には、受験票を送付する。

2 受験手続等について不明の点は、最寄りの保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課(電話〇八六一二二六一七三三五)へ問い合わせること。

3 受験願書等は、最寄りの保健所及び岡山県保健福祉部生活衛生課で交付する。

なお、郵便による受験願書等の請求は、宛先を明記し、八十二円分の切手を貼った返信用封筒(定形のもの)を同封して行うこと。また、受験願書等は、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページにおいてダウンロードすることもできる。

# 令和2年7月28日 岡山県公報 第12214号

## ◎岡山県教育委員会公告

令和三年度岡山県公立学校長（任期付職員）選考試験を次のとおり実施する。

令和二年七月二十八日

岡山県教育委員会

### 一 試験種別及び採用候補者見込数

校長（一般職の任期付職員）（若干名）

### 二 受験資格

次の全ての項目に該当する者であること。ただし、岡山県の公立学校で勤務している者は、出願することはできない。

- 1 日本国籍を有する者
- 2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九条各号に該当しない者
- 3 民間企業、行政機関、研究機関、教育機関等において、管理職としての経験を有する者又はそれと同等以上の経験を有する者
- 4 昭和三十三年四月二日から昭和六十一年四月一日までの間に生まれた者

### 三 任用形態等

#### 1 任用形態

校長（一般職の任期付職員）として任用する。

#### 2 任用期間

令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで。なお、採用した日から起算して五年を超えない範囲内で任期を更新する場合がある。

#### 3 勤務先

岡山県内の公立学校（岡山市立であるものを除く。）

### 四 試験の方法

#### 1 一次試験

書類選考

#### 2 二次試験

一次試験の結果により二次試験の受験資格を得た者に通知する。

### 五 出願書類の受付期間

- 1 持参による受験申込みは、令和二年八月四日（火曜日）から同年八月三十一日（月



曜日)までの期間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前八時三十分から午後五時まで受け付ける。

2 郵送による受験申込みは、令和二年八月四日(火曜日)から同年八月三十一日(月曜日)までの間の消印のあるものを受け付ける。

六 出願書類の提出先

岡山県教育庁教職員課評価・企画班(岡山市北区内山下二丁目四番六号)

七 その他

1 受験手続その他詳細については、岡山県教育庁教職員課に問い合わせること。

電話(〇八六)二二六一七九一五

2 所定の受験申込書等は、令和二年七月二十八日(火曜日)から同年八月三十一日(月曜日)までの期間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、岡山県教育庁教職員課において交付する。また、岡山県教育庁教職員課ホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/145/>)からダウンロードすることができる。

令和2年7月28日 岡山県公報 第12214号

二	頁
<p>中国物産株式会社笠岡工場 岡山県倉敷市笠岡2369番地の29</p>	誤
<p>中国物産株式会社笠岡工場 岡山県笠岡市笠岡2369番地の29</p>	正

〔二九〕令和二年七月十日付け公布岡山県公告（飼料試験結果の公表）に誤りがあった。

# 令和2年7月28日 岡山県公報 第12214号

百九十二・上 ・終わりから 五・次の図の 各ページの所 在地	岡山県倉敷市真備町妹	倉敷市真備町妹／小田郡矢掛町 東三成
百九十二・上 ・五・次の図 の各ページの 所在地	岡山県倉敷市真備町妹	倉敷市真備町妹／小田郡矢掛町 東三成
頁・行・段・ 項目	誤	正

百九十一・下 ・終わりから 十二	倉敷市	倉敷市及び矢掛町
頁・段・行	誤	正

〔二〇〕平成二十年三月二十八日付け公布岡山県告示第百六十七号（土砂災害警戒区域の指定）に誤りがあった。

令和2年7月28日 岡山県公報 第12214号

三・一・次の 図の各ページ の所在地	頁・行・項目	一・三	頁・行
	真庭市美甘  誤	真庭市	誤
	真庭市美甘／真庭郡新庄村大所  正	真庭市及び新庄村	正

(二一) 平成二十二年二月二日付け公布岡山県告示第五十三号(土砂災害警戒区域の指定)に誤りがあつた。

# 令和2年7月28日 岡山県公報 第12214号

五・九・次の 図の各ページ の所在地	頁・行・項目
美作市長内	誤
美作市長内／久米郡美咲町塩気	正

一・三	頁・行
美作市	誤
美作市及び久米郡美咲町	正

(三二) 平成二十二年二月二十三日付け公布岡山県告示第百二十五号(土砂災害警戒区域の指定)に誤りがあった。

一・三	頁・行
新見市	誤
新見市及び高梁市	正

(二三) 平成二十四年二月三日付け公布岡山県告示第百十二号(土砂災害警戒区域の指定)に誤りがあつた。

一・三	頁・行
久米郡美咲町	誤
久米郡美咲町及び真庭市	正

(二四) 平成二十六年三月十八日付け公布岡山県告示第四百十六号(土砂災害警戒区域の指定)に誤りがあった。

(二五) 平成二十七年二月十七日付け公布岡山県告示第七十五号(土砂災害警戒区域の指定)に誤りがあつた。

一・三	頁・行
新見市	誤
新見市及び高梁市	正



一・十二・次の図の各ページの所在地	頁・行・項目	一・三	頁・行
	勝田郡勝央町豊久田 誤	勝田郡勝央町	誤
田	勝田郡勝央町豊久田／美作市矢 正	勝田郡勝央町及び美作市	正

(二六) 平成二十七年三月三日付け公布岡山県告示第九十九号(土砂災害警戒区域の指定)に誤りがあつた。

令和2年7月28日 岡山県公報 第12214号

頁・行・項目	十・十五・次の図の各ページの所在地
誤	高梁市成羽町上日名
正	高梁市成羽町上日名／井原市美星町明治

頁・行	一・三
誤	高梁市
正	高梁市、新見市及び井原市

(二七) 平成二十七年三月十三日付け公布岡山県告示第二百二十四号(土砂災害警戒区域の指定)に誤りがあった。

一・三	頁・行
久米郡美咲町	誤
久米郡美咲町及び真庭市	正

〔二八〕平成二十七年三月十三日付け公布岡山県告示第百二十七号（土砂災害警戒区域の指定）に誤りがあった。

一・三	頁・行
小田郡矢掛町	誤
小田郡矢掛町及び井原市	正

(二九) 平成二十七年三月二十日付け公布岡山県告示第四百四十四号(土砂災害警戒区域の指定)に誤りがあった。

一・三	頁・行
真庭市	誤
真庭市及び新見市	正

〔三〇〕平成二十七年十一月二十四日付け公布岡山県告示第五百七十五号（土砂災害警戒区域の指定）に誤りがあった。

一・三	頁・行
苫田郡鏡野町	誤
苫田郡鏡野町及び真庭市	正

(三) 平成二十七年十一月二十四日付け公布岡山県告示第五百七十七号(土砂災害警戒区域の指定)に誤りがあった。

一・三	頁・行
赤磐市	誤
赤磐市及び和気町	正

(三二) 平成三十年三月三十日付け公布岡山県告示第二百十五号(土砂災害警戒区域等の指定)に誤りがあった。

# 令和2年7月28日 岡山県公報 第12214号

八・十六・次の図の各ページの所在地	真庭市下見	真庭市下見／久米郡美咲町西川 上
二・三・次の図の各ページの所在地	真庭市下見	真庭市下見／久米郡美咲町西川 上
頁・行・項目	誤	正

一・三	真庭市	真庭市及び美咲町
頁・行	誤	正

〔三三〕平成三十年三月三十日付け公布岡山県告示第二百十六号（土砂災害警戒区域等の指定）に誤りがあった。



一・三	頁・行
岡山市	誤
岡山市及び早島町	正

(三四) 平成三十一年三月二十九日付け公布岡山県告示第百六十九号(土砂災害警戒区域等の指定)に誤りがあった。

一・三	頁・行
和気町	誤
和気町及び赤磐市	正

〔三五〕令和元年五月二十一日付け公布岡山県告示第二百四十九号（土砂災害警戒区域等の指定）に誤りがあつた。

〔三六〕令和元年七月三十日付け公布岡山県告示第三百六十号（土砂災害警戒区域等の指定）に誤りがあった。

一・三	頁・行
岡山市北区建部町	誤
岡山市北区建部町及び久米郡美咲町	正

# 令和2年7月28日 岡山県公報 第12214号

頁・行・項目	七・終わりが 三・次の図 の各ページの 所在地	八・四・次の 図の各ページの 所在地	二十・終わり から五・次の 図の各ページの 所在地	二十一・二・ 次の図の各ペ ージの所在地
誤	高梁市中井町西方	高梁市中井町西方	高梁市中井町西方	高梁市中井町西方
正	高梁市中井町西方／新見市草間	高梁市中井町西方／新見市草間	高梁市中井町西方／新見市草間	高梁市中井町西方／新見市草間

頁・行	一・三
誤	高梁市
正	高梁市及び新見市

〔三七〕 令和二年三月二十七日付け公布岡山県告示第百六十九号（土砂災害警戒区域等の指定）に誤りがあつた。